

第36回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年6月12日(月) 9時05分～10時03分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(10人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之(欠席)
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 6月の農業相談委員

5番	矢野	卓雄
6番	加藤	秀邦

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

9番	高山	和幸
10番	矢野	繁敏

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

農地法第4条の規定による許可申請について()
農地法第5条の規定による許可申請について(他1名)
農地利用集積計画の承認について(推進機構)
農地利用集積計画の承認について

第4 報告案件

農地転用届について
農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 その他の案件

7月の視察研修について

開 会 9時 05分

議長 皆さん、おはようございます。

議長 本日の出席委員は、11名中10名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただ今より第36回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、9番高山和幸委員、10番矢野繁敏委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、高山和幸委員、矢野繁敏委員をお願いします。

議長 次に、次第の3、6月農業相談員は5番矢野卓雄委員、6番加藤秀邦委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように、付議案件は、農地法第4条申請関係1件、農地法第5条申請関係1件、農地利用集積計画関係2件となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案の説明にまいりますが、今回の総会から議案の説明を私から高島の方に譲りたいと思いますので、高島の方からご説明申し上げます。

事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件 農地法第4条の規定に

よる許可申請についてでございます。申請人が上別府にお住まいの 氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字上別府字花園777番6 他1筆、地目が畑、合計面積が130㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は進入通路で、農地の一部が自宅敷地内の進入通路として利用されていたため、申請するものです。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

4ページが現況平面図兼土地利用計画図、5ページが縦横断面図、6ページが被害防除計画書で排水は雨水排水のみで自然流下となっております。7ページが関係者説明に関する調査票、8ページが始末書となっております。

事務局 続きまして9ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの 氏 他1名で、譲渡人が同じく北九州市八幡西区にお住まいの 氏で、申請地が11ページの字図にありますように、大字上別府字波打635番 他3筆、地目が畑、合計面積が489㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。12ページが現況平面図、13ページが土地利用計画図、14ページが縦横断面図、15ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっております。16ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして21ページをお開きください。報告案件 農地転用届についてでございます。譲受人が九州電力株式会社で、譲渡人が木守にお住まいの 氏で、申請地が23ページの字図にありますように、大字木守字正境1259番5 他4筆、地目が田、合計面積が50.67㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第2種低層住居専用地域の第3種農地となっております。農地法の許可が不要な場合の、電気事業者が送電施設等に供するために転用する場合に該当するため、許可不要として届出されています。ちなみに、24ページに土地利用計画図がついておりますが、今回は左側と下側、三角形の部分の転用になっております。上の部分も鉄塔の基礎がはみ出していて転用が必要なのですが、今相続の方を先に進めておりますので次回以降こちらの方も届出が上がってくる予定となっております。

事務局 以上が、現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 12分

- 現地調査後 -

再開 9時 38分

議長 再開します。
それでは 付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で、付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは17ページをお開きください。付議案件 農地利用集積計画の承認について推進機構を通したあっせんの関係でございます。譲受人が尾崎にお住まいの 氏で、譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、申請地が19ページの字図にありますように、大字鬼津字上牟田1324番、地目が田、面積が3,107㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。所有権の移転時期は6月26日を予定しています。本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介による農地の売買に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。4月末に機構が 氏から買い受けた農地について、今回担い手である 氏に売り渡すこととなっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の20ページをお開きください。付議案件 農地利用集積計画の承認についてでございます。これは通常の利用権設定になります。新規設定が11件、更新が2件、合計20,950㎡となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について、発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、報告案件 について、事務局より説明がありました。本件について、質疑意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは27ページをご覧ください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、当該農地につきましては付議案件 で別の借受人との利用権の設定が出ています。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件の前に高山委員より建議要望の案件で二つほど提案があるということです。

高山委員 一つは私共、今農業法人化をやっていますが、将来的に非常に高齢化で効率的にやらないといけないと感じております。そこで、やはりずっと続くためには、どこでもやっているのですが、特に宮崎県の日之影町というところは、農業法人の社長に町長がなっているということで、そこまでしなくてもいいとは思いますが、ぜひJAと役場が出資をしていただいで、今から職員等の定年退職者や色々な方々の受け入れも考えて、広域的にやるためにはそういう方々の能力も必要だと思いますので、検討をしていただけないかというのが一点でございます。二点目といたしましては、皆様も感じられたと思うのですが、広渡の建設、動物病院の先の方の転用をする時に、図面を見たら思い出されると思うのですが、突き当たりまして自動車のUターン用に丸くして家が2件建つという図面でございます。それから1年もしないうちに さんが、裏側を宅地転用するというので、この図面を見たらまた100mくらい入ってきて突き当たってロータリーでUターンできるような、こういう図面を皆さんご記憶にあると思います。そこで私はやはりですね、我々のいま農業委員の立場としては、農地転用に対する、それだけの権限でイエスかノーかを決めているような状態でございますので、ぜひ事前の打ち合わせの時に役場の都市計画も含めて色々アドバイスをしていただいたり色々な意見を交換されておくと非常に後のまちづくりがうまくいくのではないかと感じますので、ぜひ事務局の方でそういう意見を町長に対

する建議書として、あるいは今後の農業委員会のやり方として有効であれば考えてほしいし、そこまではしなくて良いというのであれば、却下されて結構ですから、最終の我々の任期まで1か月ございますから、ひとつご検討をお願いしたいということでございます。要望で結構ですから。

議長 内容は2件ともおわかりですね。本日の総会においては聞きとめて、内部でそれぞれ検討をする。という流れで行きたいと思います。

事務局 新しい農業委員会法においては、建議行為というのは前回はあったのですが、それが完全になくなったかというところではなくて、皆さんご存知の方もおられると思いますけれども、だいたい新年度予算前に農業委員会として、農業施策のあり方こういうものは維持してもらいたいなど、何項目か代表的に上げましたので、この高山委員の言われた2点について、新体制の中で議論しながら、事務局も入りながら、意見書の方に載せるか載せないかも含めて検討させていただきたいと思います。

高山委員 必ず意見書に出してほしいということではないです。ただ、そういうことも今後の農業委員会として、ただ今は農転委員みたいになってしまって、我々の権限は道の幅とか色々なことまで権限が及ばない、ただ業者が描いてきた図面を承認するしかないということでございますので、その前にちょっと都市計画あたりも中に入れていただければスムーズにいくのではないかと思います。検討だけお願いします。

事務局 言われた案件は区長さんの方からも上がってきています。別の農転事業の開発物件けれども、動線的には結局道が連続性を持たばなおさら良いというご意見は、地元の区長さんからも入ってきています。この案件は都市計画の方にも相談されています。ただ、なかなか農地法の解釈と開発における都市計画法における整合性とか連携は、非常に言われることはわかりますけれども。

高山委員 できれば事前に都市計画あたりに口を挟んでしておけば、こういう問題に直面した時にスムーズに解決できるのではないかと思いますので、ぜひひとつ検討をしてください。農業法人の方もです。以上です。

事務局 8日の6月議会において、新たな農業委員さん8名の同意をいただきましたので、7月20日からの新体制に向けて、町長の任命に向けて進めていきたいと思っております。新体制は、7月20日に農業委員会を開催しまして、その中で正副会長の選出、農地利用最適化推進委員の委嘱、こういった議題を7月20日の第1回農業委員会の中で議案として提案していくということをご報告させていただきます。

事務局 7月の視察研修について

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第36回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 10時03分